平成２９年（フ）第１１１号
福島県いわき市好間町小谷作字ヲミカト68番地の１　県営住宅３―18、従前の住所福島県いわき市好間町上好間字上野原517番地
債務者　松田あゆみ
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで　福島地方裁判所いわき支部

平成２９年（フ）第４３４号
茨城県水戸市堀町2065番地　壱番館307号
債務者　本間さやか
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで　水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第４４１号
茨城県水戸市けやき台１丁目３番地　県営けやき台アパート９棟１―10号
債務者　塙　美佐子
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで　水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第４４３号
茨城県ひたちなか市大字稲田1096番地67　メゾンクレール105号
債務者　稲野邉　歩
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで　水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第２４４号
茨城県つくば市小田4559
債務者　星野　初恵
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第２５０号
茨城県土浦市永国903―１　サービス付き高齢者向け住宅　ここいち永国、住民票上の住所茨城県稲敷郡阿見町大字青宿879番地５　第二天田ハイツ103号
債務者　吉松　敏行
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第２６２号
茨城県石岡市鹿の子４丁目16番52号　しろがね苑、前住所茨城県石岡市石岡3110番地３　古渡コーポＢ棟102
債務者　永作　美穂
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第８８号
千葉県いすみ市大原9431番地１
債務者　若狭　結香（旧姓酒井）
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで　千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２９年（フ）第１２７号
千葉県木更津市幸町１丁目２番７号　２号室
債務者　港　　孝行
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで　千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第１３７号
千葉県木更津市大久保５丁目８番13号
債務者　川崎　拓也
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで　千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第１３９号
千葉県木更津市金田東４丁目１番地６　ラランジャ305
債務者　石田香桜里（旧姓髙橋・川﨑）
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで　千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第２３８号
長野市三輪５丁目18番９号　ラテール城東Ｂ101
債務者　小林　栄子
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２２９号
長野県松本市大字島立920番地　深澤アパートＦ３
債務者　原　　聡志
1　決定年月日時　平成30年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第２３５号
長野県安曇野市豊科高家5211番地104　あずさパレス102号
債務者　青木　　基
1　決定年月日時　平成30年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第３７１号
岐阜県各務原市鵜沼三ツ池町３丁目42番地（グランアルカンシエルⅠ103）、前住所長崎県佐世保市愛宕町156番地１（レオパレス愛宕202号室）
債務者　松本　和之（旧姓深尾）
1　決定年月日時　平成30年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで　岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第５号
岐阜市芋島１丁目５番９号
債務者　加納　昌代
1　決定年月日時　平成30年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで　岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第２号
静岡県富士市厚原1830番地の４
債務者　小林　　章
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで　静岡地方裁判所富士支部